

平成30年7月5日 関東運輸局法令試験問題

(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏)

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、平成30年1月1日現在で施行されている法令等に基づくものとする。
- 2 本試験問題中「個人タクシー事業」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 3 本試験問題中「個人タクシー事業者」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業者(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 4 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

1. 個人タクシー事業に係る料金のうち、待料金、迎車回送料金及びサービス指定予約料金以外の料金は、不当な差別的取扱いをするものではなく、かつ、旅客が利用することを困難にするおそれがないものである場合に設定できます。
2. 個人タクシー事業者が、第二種運転免許に係る運転免許証の有効期限を更新したときには、直ちに個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正を受けなければなりません。
3. タクシーの点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から6ヶ月間と定められています。
4. 個人タクシー事業者は、天災その他の事故により、旅客が負傷(重傷)したときは、すみやかに、その旨を家族に通知しなければなりません。
5. 道路運送法において一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならないことが規定されています。
6. 個人タクシー事業者は、乗務した事業用自動車の走行距離計に表示されている乗務の開始時における走行距離の積算キロ数を、乗務記録に記録しなければなりません。

7. 道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の手続きを行う場合、その申請書に譲渡譲受契約書の写しを添付すれば、その申請書に譲渡価格を記載する必要はありません。
8. 旅客自動車運送事業者は事業用自動車に係る事故の記録を1年間保存しなければなりません。
9. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、坂路において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させなければなりません。
10. 個人タクシー事業者は、使用している事業用自動車故障等により使用できなくなった場合、一時的に自家用自動車を使用して、事業を行うことができます。
11. タクシー業務適正化特別措置法に規定する適正化事業実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）から、適正化業務の経費に充てるための負担金の納付に係る通知を受けた個人タクシー事業者は、当該負担金を納付しなければなりません。
12. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより一般乗用旅客自動車運送事業者が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めることが規定されています。
13. 乗務記録には、休憩した場合の記録は不要です。
14. 個人タクシー事業者は、行き先を告げることもできない泥酔者であって、他の旅客の迷惑となるおそれのある者に対しても運送の引受けを拒絶することはできません。
15. 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが含まれています。
16. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者は、当該事業用自動車の両側面に「個人」及び「タクシー」又は「TAXI」と表示しなければなりません。

17. 旅客自動車運送事業運輸規則には、事業者間の活発な競争を促進することが、その目的として規定されています。
18. 個人タクシー事業者が、一個の契約により営業区域内で乗車した3人の旅客のうち、1人を営業区域内で下車させ、残りの2人を営業区域外の別々の場所で下車させる運送行為は、道路運送法違反になります。
19. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対してのみ、公平かつ懇切な取扱いをしなければなりません。
20. 個人タクシー事業者が許可等に付された期限の更新申請をしようとする際、許可等を受けた日又は前回の期限更新日から、今回の期限更新の申請までの間に無事故無違反であった者は、その旨を申告すれば当該更新申請書に運転記録証明書の添付を省略することができます。
21. タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づくタクシー乗車禁止地区においては、何時であっても指定されたタクシー乗り場以外で旅客を乗車させることはできません。
22. 個人タクシー事業者が、運送の申込みを受けた順序によらずに旅客を運送することができるのは、急病人を運送する場合その他正当な事由がある場合に限られています。
23. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金は、いかなる場合でも、運賃料金メーター器の表示額によることが規定されています。
24. 一般乗用旅客自動車運送事業者の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合は手続きが必要ですが、個人タクシー事業者の氏名又は住所に変更があった場合も手続きが必要です。
25. 個人タクシー事業者が個人タクシー事業者乗務証を失ったときは、その再交付を受けることができますが、その後、失った個人タクシー事業者乗務証を発見したときには、直ちに本人が破棄しなければなりません。
26. 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは、許可を取り消されることがあります。

27. 個人タクシー事業者は、旅客を運送中に運行を中断したときは、当該旅客を出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければなりません。
28. 個人タクシー事業者は、タクシーを運転中に自動車転覆・転落する事故を引き起こした場合、死者又は重傷者が生じていなくても自動車事故報告書を提出しなければならないほか、電話等の適当な方法によって24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を営業所の位置を管轄する運輸支局長に速報しなければならないこととなっています。
29. 運送約款に定める事項の1つとして、運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項があります。
30. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができる時、又は旅客の運送を容易に継続することができる時は、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することができます。
31. 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシーのブレーキについては、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいこととなっています。
32. 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、事業者が定める区域を単位としています。
33. 運転者が交通状況を確認するために必要な視野が確保できていると考えられる場合であっても、自動車の前面ガラスに貼り付けられるものには制限があります。
34. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、百日以内に「輸送実績報告書」の提出が義務づけられています。
35. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受けたときは、遅滞なく、弁明しなければなりません。

36. 道路運送法では、一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないと規定されています。
37. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、その服装について遵守しなければならない規定はありません。
38. 身体障害者割引は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用するものとし、営業的割引条件にも該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割引の重複はできません。
39. 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について定期点検整備をしたときは、遅滞なく一定の事項を記載しなければなりません。
40. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を届け出る必要はありません。

II 次の条文の41から45までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(道路運送法)

第十三条 一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。）は、次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。

- 一 省略
- 二 当該運送に適する（41）がないとき。
- 三 当該運送に関し申込者から特別の（42）を求められたとき。
- 四 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは（43）に反するものであるとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由による運送上の（44）があるとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、国土交通省令で定める（45）な事由があるとき。

ア 善良の風俗	イ 負担	ウ 協定
エ 制限	オ 正当	カ 設備
キ 特別	ク 役務	ケ 公共の福祉
コ 支障		

氏名 _____

平成30年7月5日実施 関東運輸局
(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏) 法令試験問題
解答用紙

I

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

II

41		42		43		44		45	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

平成30年7月5日実施 関東運輸局

(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏) 法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

I

1	○ 運賃制度	2	○ 特施31	3	× 点検基準	4	○ 輸19	5	○ 運30
6	○ 輸25	7	× 運施22	8	× 輸26-2	9	○ 輸50	10	× 運78
11	○ 特37	12	○ 約款10	13	× 輸25	14	× 輸13	15	○ 運1
16	○ 特施29	17	× 輸1	18	× 運20	19	× 輸2	20	× 期限更新
21	× 特43	22	○ 運14	23	× 約款5	24	○ 運施66	25	× 特施14+35
26	○ 運40	27	○ 輸18	28	○ 事故	29	○ 運施12	30	○ 輸43
31	× 点検基準	32	× 運施5	33	○ 保安基準	34	× 報告	35	○ 輸3
36	○ 運22	37	× 輸50	38	× 運賃制度	39	○ 車49	40	× 運施66

II

41	カ	42	イ	43	ア	44	コ	45	オ
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

2・3・4・11・14・18・20・22・25・27・28・36は新しい表現の設問と思慮されます。特に「28」は確実です。

40は、～事業「者」なら既出です。意図的なのか脱字なのかは判断しかねます。